

令和3年度 施政方針と予算編成の概要説明

令和3年度の予算編成の概要と政策運営の基本的な考え方について、所信を申し述べます。

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保を柱とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を策定し、また、令和2年度第3次補正予算を編成しました。最近の感染拡大に対しては、緊急事態宣言に基づいて感染拡大を抑えることを最優先に対策を徹底し、経済への影響に対しては、令和2年度第3次補正予算の着実な執行とともに予備費も活用して支援策を講じていくとしています。

令和3年度の経済財政運営に当たっては、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えを図りつつ、設備投資をはじめとする民間需要を呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需の自律的な回復も相まって、民需主導の成長軌道に戻していくとしています。

本市の財政状況は、財政の健全度を表す財政健全化指標については、基準値を超える指標はなく一定の良好な状況を保っている状況にあります。

しかしながら、本市の一般財源の太宗を占める地方交付税については、普通交付税が一本算定に完全移行することで、これまでの特例措置ならびに交付税算入率が高い合併特例事業債の発行についても令和2年度で終了します。また、緩やかに進む人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による経済の停滞に伴う市税の減収などを踏まえると、将来の見通しが効かない中で、持続可能で健全な財政運営を目指す必要があると考えております。

令和3年度当初予算編成にあたりましては、新型コロナウイルス感染症が完全に終息しない中ではありますが、コロナワクチン接種の実績と効果を見据えながら、ポストコロナ時代の「新たな日常」を通じた、質の高い社会経済の実現を目指すために、新年度を『脱コロナ元年』と位置付け、従前の活力ある地域経済を取り戻すことができるよう、より効果的な事業の取捨選択を行いながら、メリハリの効いた予算配分を行ったところであります。

この結果、令和3年度一般会計当初予算は242億4,100万円、対前年度比8.2%の減、特別会計予算は102億4,763万4千円、対前年度比0.6%の増、公営企業会計予算は47億7,034万9千円、対前年度比1.0%の増、総会計予算は392億5,898万3千円、対前年度比5.0%の減となっております。

以下、「第2次平戸市総合計画」に掲げた目標と施策に沿って、重点施策を中心に市政運営につきましての説明を申し上げます。

1 きずなをつなぐプロジェクト【協働、地域コミュニティ、シビックプライド】

～市民と行政の協働によるまちづくりとずっと住み続けたい平戸市の創出

(1) みんなで進める協働のまちづくり ※地域協働課

人口の減少や少子高齢化の進展、市民の価値観の多様化など、生活スタイルが変化する中で、子育てや高齢者支援、健康などの福祉分野に加え、環境美化、防災防犯など多様な地域課題をいかに解決していくかがますます重要となっております。このような中、すべての課題を行政サービスで充足することや、安全・安心な住みよい地域社会を行政施策だけで実現することは難しくなっている状況にあります。

本市では、令和2年度において、市内全域における小学校区を基本単位とした「まちづくり運営協議会」の設置が県内でも先駆けて全て完了いたしました。今後も、コミュニティ組織と行政が対等・平等な立場で協働し、地域住民の交流の促進、福祉および生活環境の向上、安全な生活の確保、持続可能な集落形成の維持など、地域課題の解決に向け取り組んでまいります。

(2) 誇りと夢を持てるまちづくり ※企画財政課

大航海時代の海外貿易都市、西海国立公園の風光明媚な大自然、鯨文化の息づく伝統芸能など、本市には全国に誇れる魅力的な文化や自然が財産として受け継がれています。この地域資源を市民が知り、学び、保全することを通じて、まちへの愛着や誇り（シビックプライド）を高めるとともに、団体や企業、行政が連携して本市の魅力ある地域資源を全国に発信し、イメージと認知度の向上を図る取組みを推進してまいります。

2 しごとをひろげるプロジェクト【産業、雇用】

～地域の特色を活かした産業振興による経済の活性化

(1) たくましく元気な産業の振興 ※農林課、水産課、商工物産課

農林業は、従事者の減少と高齢化による担い手不足など多くの課題に直面していますが、産業としての潜在力を最大限に引き出すことで生産体制を維持し、さらには若者が夢と希望を託すことのできる、たくましく元気な産業にしていかなければなりません。

担い手の確保につきましては、地域農業や産地を担う新たな人材の確保育成を図るため、振興品目のイチゴ、アスパラガスなどの生産部会と連携した研修システムを活用するとともに、新規就農者が自立して安定的に農業所得を確保できるよう支援してまいります。また、移住就農希望者など多様な担い手の育成を支援する体制づくりの構築を図ってまいります。

園芸品目の振興につきましては、振興品目の規模拡大や省力化、生産性向上に対する取組みに対し、「平戸式もうかる農業実現支援事業」等を活用して産地力の強化を進めてまいります。

肉用牛の振興につきましては、優良繁殖雌牛の導入により市場性の高い子牛づくりに

努めるとともに、「畜産クラスター構築事業」等を活用し、増頭に向けた施設整備等を推進してまいります。

有害鳥獣被害防止対策につきましては、イノシシ被害対策を中心に農作物被害の軽減に取り組んでいるところであります。引き続き防護柵の設置、地元猟友会との連携による捕獲体制の維持、狩猟免許資格取得者の確保などを進めてまいります。

生産基盤の整備につきましては、「農業競争力強化基盤整備事業」等に取り組み、農業経営体の育成・支援を一体的に実施してまいります。

また、農村地域の安全性を確保するため、老朽化したため池の防災減災事業を継続して実施してまいります。

農業・農村の保全につきましては、「中山間地域等直接支払交付金事業」の積極的な推進を図るとともに、「多面的機能支払交付金事業」等の制度も活用しながら進めてまいります。

また、「人・農地プラン」の実質化につきましては、引き続き関係機関と連携を図りながら地域農業の将来の方向性を定めてまいります。

林業につきましては、森林の公益的・多面的な機能を発揮させるための各種施策を支援するとともに、昨年、大島地区で発生した松くい虫等による大規模な松枯れ被害について伐倒駆除を行います。

また、新たな森林経営管理制度に基づき、経営管理が行われていない森林について、森林経営に係る意向調査等を実施してまいります。さらに、木質バイオマスエネルギーの活用について、官民と連携し検討してまいります。

林道の整備につきましては、新たに地方創生道整備推進交付金を活用し、市道と連携した林道の一体的な整備を推進してまいります。

水産業につきましては、記録的な不漁や漁業者の高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による流通の停滞や魚価安など、更なる影響を受けているところです。このような状況に対応するため、国・県においては、漁港における衛生管理の高度化と加工・流通の多様化、また、適正な資源管理と併せて積極的な漁場環境の保全・創造を推進することにより、水産資源の回復を図るほか、人の交流が減少した漁村地域の活力を再生することを基本方針としております。

本市におきましても、漁業所得の向上を目指す意欲的な沿岸漁業者に対し、経営改善計画の策定を進めるとともに、「新水産業経営力強化事業」を活用して、漁業関係機器類の導入を支援してまいります。

また、漁業担い手の確保および定着促進を図るため、国や県による「次代を担う漁業後継者育成支援事業」などを活用するとともに、引き続き本市独自の「漁業後継者経営独立支援事業」による支援を行ってまいります。

次に、戦略的な流通販売体制を構築するために、引き続き専門家の指導や最終消費地

に近い関係者との意見・情報交換の場を提供し、新たな販路開拓を市内の漁業協同組合が主体となって実施するための支援を行ってまいります。

また、水産物の販売力強化のためには、鮮度保持や衛生管理の徹底による高品質化が求められていることから、漁業協同組合の共同利用施設の機能向上を図るため、新たに「水產物流通販売体制強化事業」による支援を行ってまいります。

漁業生産活動の拠点となる漁港施設につきましては、「第4次漁港漁場整備長期計画」に基づき、生産拠点漁港の機能充実、防災・老朽化対策、および環境整備を基本として取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、依然として人材確保に苦慮している現状に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により商業活動が低迷している状況にあります。

このため、本市の地域経済や雇用を下支えする中小企業者等に対しては、中小企業振興資金制度を活用した資金調達の支援および振興資金保証料全額補給制度の活用、市外からの労働力確保のために必要な社員寮等の整備に対し支援してまいります。また、県やハローワーク、高校等の関係機関と連携し、地元企業説明会の開催や高校生を対象とした企業見学バスツアーの開催など、人材確保支援を継続してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症のリスクを低減させるための設備改修に対し支援を行うとともに、将来を見据え思い切った新分野への展開や業態・業種転換などの事業再構築の取組みに挑戦する中小企業者等を支援してまいります。

さらに、工場等の増設に伴い、雇用を拡大した企業に対し、企業立地奨励条例に基づく奨励措置を実施してまいります。

商店街振興につきましては、にぎわい創出と商業活動の活性化を図るため、平戸の特産品を活用した商店街活性化イベントの開催に対し支援してまいります。

物産振興の分野で、首都圏や関西圏、福岡都市圏において展開してきたアンテナショップを含むブランド化事業については、これまで行政が主体となって実施してまいりましたが、新たに「持続可能型平戸産品流通商社構築事業」により、運営の担い手となる民間事業者の育成に取り組んでまいります。

また、本市の生産事業者等が独自のインターネットサイトを構築するための費用に対し支援を行うとともに、市内事業所の商品を集めた平戸産品E Cサイトの構築に取り組んでまいります。

さらに、民間の6次産業化を支援するため、農事組合法人ひらど新鮮市場が行う直営レストランの整備に対し支援してまいります。

(2) 魅力あるしごとの創造 ※商工物産課

新たな事業の創出のため、平戸市認定創業支援等事業計画に基づき、引き続き創業セミナーの開催やワンストップ窓口相談開催のほか、創業者への補助や融資による資金調

達を支援してまいります。なお、若年層の創業者が少ないとことから、令和3年度より、移住者、定住者を含めた若年層の創業を支援してまいります。

また、全国的に都市部の企業が地方へ事務所を開設している流れを受け、オフィス開設に係る改修費等の支援を行い、新たな雇用の場の確保とともに、移住定住を推進してまいります。

企業誘致につきましては、継続した企業訪問を実施しながら、企業立地の受け皿となる新たな工業用地造成に関する適地調査を実施してまいります。

3 ひとをそだてるプロジェクト【子育て、教育】

～子どもを安心して産み育て生涯を通して学べる環境の充実

(1) 健やかに成長する子育て環境の整備 ※こども未来課、福祉課

本市における幼児・児童数は年々減少傾向にありますが、子育て支援に対するニーズは多岐にわたり増加していることから、令和3年度より、一人ひとりの子育てに寄り添うために、「子育て支援拠点施設」における相談体制の充実を図ってまいります。また、新たにタブレット端末を導入し、虐待予防のための訪問指導や個別相談等を実施してまいります。

さらに、南部地区において新たに放課後児童クラブの受け入れを開始するほか、田平地区における放課後児童クラブの利用者増にも対応してまいります。

療育支援につきましては、療育支援センター「あつたかさん21」を拠点として、利用者が必要とする療育支援を提供できる体制の整備を図ってまいります。

(2) 生涯にわたる学習による人づくり ※生涯学習課、総務課、学校教育課、教育総務課

生涯学習の推進につきましては、集い学ぶことを基本としつつ、令和3年度は、公民館等を結んで講座、会議、研修などをオンラインでも開催できるようWEB会議システムを構築し、これを活用しながら、従来から実施している各種講座について、創意工夫を行い充実してまいります。また、その情報発信については、広報紙に加え、SNS等を通じて、生涯学習の機会拡大に努めてまいります。

人権教育につきましては、社会的にも重要なテーマと捉え、「人権教育講座」を実施してまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、令和4年度から5年間の施策について、次期平戸市男女共同参画計画を策定いたします。

図書館運営につきましては、厳選された選書に努めるとともに、図書資料の充実を図ってまいります。また、市民の読書活動を推進するために「絵本はじめましてブックスタート事業」などを継続してまいります。さらに、「図書館を使った調べる学習コンクール」、「ビブリオバトル」、「図書館まつり」等を開催いたします。

青少年の健全育成につきましては、少年自然体験交流、少年の主張大会などを開催してまいります。また、「少年センター運営事業」については、これまでの街頭防犯パトロールなどを継続しつつ、新たにネットパトロールを実施し、子どもたちへのネット犯罪やトラブル防止にも努めてまいります。

公民館活動につきましては、「ひとづくり」のステージとしての役割を担うため、地域の市民が利用しやすい施設になるよう努めてまいります。また、田平町中央公民館については、令和3年度にホールのLED照明化改修を行います。さらに、新たに整備した度島交流会館の円滑な運営を支援するとともに、志々伎ふれあい会館の屋根改修を実施いたします。

幼児教育の推進につきましては、幼保小代表者連絡協議会を創設し、教育の円滑な接続を図ってまいります。また、小学校就学に向けた児童理解を深めるため、小学校区を単位として幼保小連絡地区別会議を開催してまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、学校図書館支援員の配置および学校・公立図書館ネットワークの維持により、読書の質向上に努めてまいります。

いじめ・不登校対策につきましては、「平戸市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止・早期発見およびその対処に努め、平戸市生徒指導推進協議会において関係機関との連携を深めてまいります。また、不登校に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、小中学校および適応指導教室において支援してまいります。

特別支援教育につきましては、特別支援教育支援員を小中学校に配置するとともに、令和3年4月に開校する県立佐世保特別支援学校北松分校小・中学部との連携と充実を図ってまいります。

未来を切り拓く確かな学力の定着につきましては、義務教育の全学年に学力調査を実施し、学習指導の充実に役立ててまいります。また、児童生徒1人1台のモバイルPC端末やこれまでに導入してきたICT機器を活用し、学習環境の充実を図ってまいります。さらに、外国語教育を実施するにあたり、ALTを配置し、イングリッシュ・タウン事業に取り組むことにより、英語力の向上を図ってまいります。

地域に根ざした学校づくりの推進につきましては、小中学校における、ふるさと学習等について、地域と連携して取り組んでまいります。

学校環境の整備につきましては、老朽化した学校施設の改修や遊具・教具の安全対策に努めるとともに、安全安心な学校給食調理施設の運営に努めてまいります。

市民スポーツの推進につきましては、幼年期から高齢期まで、ライフステージに合わせたスポーツを推進し、市民の健康づくりと交流を促進するため、健康まつりの開催やスポーツ教室などの事業を行ってまいります。また、「東京2020オリンピックの聖火リ

レー」、「第58回長崎県スポーツ推進委員研究大会」を一つの機会と捉え、市民ひとり1スポーツを目指してまいります。

競技力の向上につきましては、市民体育祭の開催、少年スポーツ団体への支援や人材育成などを行い、能力の高い選手の育成や各種競技における底辺拡大に努めてまいります。また、九州大会や全国大会に出場する個人・団体に対し、参加費用を支援してまいります。

スポーツ施設の整備につきましては、年次計画を立て修繕や改修を行い、安全で安心して利用できる施設管理に努めてまいります。

4 くらしをまもるプロジェクト【保健、医療、福祉】

～生きがいを感じ安心していきいきと暮らせる地域の形成

(1) 笑顔輝く健康生活の実現 ※健康ほけん課、こども未来課

「いきいき平戸21（第二次）」に基づき、健康寿命の延伸を目標として、健康診査、人間ドック、がん検診のほか健康教育、相談の充実に努めてまいります。

特定健康診査・特定保健指導事業につきましては、国が示す目標値である実施率60%の達成に向け、各地区に健康づくり推進員を配置し、地区組織と連携してまいります。

さらに、特定健診受診料無料化を実施し、国民健康保険被保険者と後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健康づくりポイント制度を引き続き行うなど受診率の向上に努めてまいります。

歯周病対策につきましては、受診料の無償化に取り組むとともに、歯科保健の啓発活動を積極的に行ってまいります。

がん検診につきましては、発がんリスクが高まる65歳以上の受診料無料化や、乳がんについて、40歳から60歳までの受診料無料化を継続し、早期発見・早期治療につなげてまいります。

令和3年度は、新たな施策として「骨髄等移植ドナー支援事業」を実施し、骨髄等を提供する方に対し、通院や入院期間中の休業による経済的負担に対し助成を行うこととしております。併せて県、関係機関と連携しながら、患者さんの社会復帰を推進するとともに、制度の啓発とドナー登録の推進を図ってまいります。

加齢による虚弱な状態の高齢者を対象とした「フレイル予防事業」につきましては、対象者に対して早期に関わり、低栄養、口腔機能の改善や、閉じこもり対策を図ることで、要介護状態を予防することとしております。

食育の推進につきましては、「第3次平戸市食育推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進してまいります。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、速やかな接種が行えるよう医師会や医療機関と連携しながら、接種体制の構築に努めてまいります。

また、ワクチンに対する市民の皆様の不安を解消するため、情報提供や相談体制を整

備するとともに、万が一健康被害が起こった場合は、国、県、関係機関と連携しながら対応してまいります。

子どもの健全な成長発達支援につきましては、「5歳児発達健康診査」を柱とした「乳幼児健康診査」を取り組んでまいります。併せて、発達支援に係る専門職により、子どもやその親に対し、適切な指導助言やきめ細かな支援の充実を図ってまいります。

予防接種につきましては、市民への周知や接種の勧奨に努め、接種率の向上を図ってまいります。

(2) 安心安全な医療体制の充実 ※健康ほけん課、病院局

休日等における救急医療対策として、在宅当番医制による初期救急医療体制を継続するとともに、3市1町で構成する病院群輪番制病院運営事業による重症救急患者のための二次救急医療体制を継続してまいります。

また、令和3年度より、「国境を越えた地域医療支援事業」に長崎大学と協働して取り組むこととしております。これは、国際医療協力を志す医師を全国からリクルートし、その研修・就業施設を平戸市民病院に置くもので、これにより、市民病院の医師の確保につなげてまいります。

度島および大島地区においては、引き続き、県の「しますけっと団医師斡旋事業」を活用するとともに、必要な医療機器の整備に努めてまいります。また、大島診療所・歯科診療所の建設につきましては、令和3年度の完成・開業を目指してまいります。

市民病院においては、長崎大学病院や佐世保市総合医療センターなどから当直等の応援医師の派遣に加え、「国境を越えた地域医療支援事業」により、安定的な医師確保システムの構築を図ってまいります。

一方、生月病院においても、長崎大学などから当直等、応援医師の派遣を受け、常勤医の負担軽減に努めているところであります。

両病院は、医師不足に加え医師の高齢化も進んでおり、県、大学病院等への支援要請をはじめ、引き続き粘り強く医師確保に向け全力で取り組んでまいります。

また、厚生労働省の「地域医療構想における具体的対応方針の再検証要請」につきましては、再編統合を伴う場合の期限も含めて「改めて整理する」との通知がなされ、佐世保県北区域地域医療構想調整会議が開催されていない状況にあります。しかしながら、生月病院については、平戸市立病院あり方検討委員会の中間答申を踏まえ、病院経営改革を推進してまいります。

さらに、平戸市立病院新改革の次期プランについては、今後、あり方検討委員会において検討・策定を進めていくとともに、医師や医療スタッフの確保策、経営の効率化に

について、地域の医療需要に適した医療提供体制を構築し、安定的かつ継続的な病院運営に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、1人当たりの医療費は年々増加しており、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の所得の減少が見込まれることから、厳しい財政状況が予想されます。このような中、令和3年度においては、保険税を据え置くこととしておりますが、引き続き国保財政の健全化を図ってまいります。

また、糖尿病性腎臓病などの重症化予防に取り組み、訪問による受診指導や、ジェネリック医薬品の使用促進を図ることで医療費の抑制に努めるとともに、保険者努力支援制度に係る評価を高め、保険給付費等交付金の増加につなげてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、適切な医療給付に努めてまいります。

(3) みんなが活躍できる福祉の充実 ※長寿介護課、福祉課

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、事業展開を図ってまいります。

主な取組みとしましては、介護予防や健康づくり施策、認知症施策などの体制整備をさらに推進するとともに、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築など、行政、専門職、地域住民等の連携強化に努めてまいります。

また、令和3年度を初年度とした「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域の実情に応じた各種事業や介護給付の適正化に係る取組みを推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、地域生活支援事業等を実施し、障がいのある人もない人も一人ひとりが個人として尊重され、自分らしい自立した生活が送れるよう障がい者福祉施策を継続して推進してまいります。

また、障がいがあることで財産の管理や生活上の手続き等に支障がある人たちを社会全体で支え合う重要な手段である成年後見制度について、利用促進計画の策定を進めてまいります。

低所得者対策につきましては、生活保護世帯、生活困窮者等が抱える問題の解決に向けた制度の活用や、支援策等の適切な助言、各関係機関との連携を行い、早期の自立支援に向けた取組みを行ってまいります。

5 まちをつくるプロジェクト【定住・移住、自然環境、生活基盤】

～まちの活気をつくる定住・移住の促進と安心できる生活空間の確保

(1) 住みたい住み続けたいまちづくり ※地域協働課

定住・移住につきましては、都市圏での移住相談会やオンラインでの相談会を通じ情報提供を継続してまいります。また、引き続き、住宅の新築、改修・引越し費用等の助成を行うとともに、「空き家バンク」の物件登録の増加に努め、利用者のニーズに合った物件と移住に関する情報の提供を行ってまいります。

さらに、労働の「ワーク」と休暇の「バケーション」を融合した「ワーケーション」というライフスタイルが目立ってきております。本市もこうした選択肢となるよう、令和3年度より「ひらど暮らし体験家屋」について環境を整備し、U I ターン者や関係人口の増加に取り組んでまいります。

(2) 未来へつなぐ自然環境 ※市民課

国は2050年までに温室効果ガス排出をゼロにする脱炭素社会の実現を目指しており、本市においても、改めて令和2年4月に「ゼロカーボンシティひらど」を表明したところであります。

「平戸市CO₂排出ゼロ都市推進基本計画」に基づき、再生可能エネルギーの推進を引き続き図るとともに、令和3年度は、地域脱炭素ロードマップ策定業務に着手し、再生可能エネルギーの地域還元手法等について、調査研究に取り組んでまいります。

また、ごみの減量化とリサイクル社会の構築を図るため、再資源化推進交付金および資源物拠点回収施設支援事業補助金制度を推進してまいります。加えて、長崎県環境アドバイザー派遣制度、出前講座などを活用したエコ学習の実施やエコドライブの必要性などの周知を図ってまいります。

環境保全対策の推進につきましては、継続して合併浄化槽の設置を促進し、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

火葬業務につきましては、引き続き適切な管理運営に努めてまいります。

廃棄物処理施設につきましては、大島地区の旧施設を令和3年度に解体いたします。また、最終処分場につきましても、引き続き適切な管理運営に努めてまいります。

(3) 住み良いまちを支える生活基盤の実現 ※都市計画課、水道局、総務課、消防、市民課、地域協働課、建設課

公営住宅の整備につきましては、「平戸市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全で快適な住宅環境を供給するとともに、老朽化し用途を終えた市営住宅については解体することとしております。

水道事業につきましては、令和元年度に改定した「平戸市水道ビジョン（経営戦略）」に基づき、徹底した「水道事業の効率化・経営健全化」に取り組み、経営基盤の強化を図ってまいります。また、令和3年度は、新たに主師地区の「水道未普及地域解消事業」を実施してまいります。

良好な都市環境の形成につきましては、令和3年度は、これまで実施してきた街なみ環境整備について、その事業効果を検証し、町屋の承継方針および今後の都市計画づくりの指針を策定してまいります。

さらに、市道土肥町線等の無電柱化に着手し、安全で快適な美しいまちづくりを推進してまいります。

空き家対策につきましては、引き続き、老朽化危険空き家の除却に対し支援を行うとともに、令和3年度は、市内空き家の実態調査を実施してまいります。

都市公園につきましては、公園施設の維持管理および緑地の適切な保全に努めてまいります。また、遊具等の更新を図りながら、魅力ある公園の環境整備に努めてまいります。

防災体制および対策の推進につきましては、自主防災組織の育成・強化を図るとともに、関係機関との連携・協力を密にしながら、あらゆる災害に対応できる体制の整備に努めてまいります。また、原子力災害対策につきましては、国および県に対し要望を継続し、不測の事態に対応できる体制の整備に努めてまいります。

消防力の充実強化につきましては、常備消防において、県消防学校などへの研修派遣をはじめ各種訓練を充実させることにより職員の育成に努め、非常備消防において、消防団員服制基準に基づく新規格の活動服に更新することとし、引き続き耐震性貯水槽などの消防水利をはじめ地域防災の拠点施設となる消防格納庫などを整備してまいります。

救急体制の充実強化につきましては、重症患者へのより高度なニーズに的確に応えるため、救急救命士の医療機関への派遣研修等を実施することにより、知識と技術力の向上を図ってまいります。

火災予防対策の推進につきましては、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携して、住宅用火災警報器設置の普及、促進に取り組むなど、広く周知・啓発してまいります。また、防火対象物等への予防査察を積極的に実施することにより、防火管理体制の充実を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、交通指導員などによる立哨指導や交通安全教育を実施するとともに、体験型の高齢者交通安全講習会を開催するなど、継続的な交通安全対策を講じてまいります。また、令和3年度から5年間の第11次平戸市交通安全計画を策定いたします。

防犯対策につきましては、市民への防犯意識の高揚を図るとともに、平戸地区連合防

犯協会や警察など関係機関と連携のもと、防犯活動に努めてまいります。また、市民相談・消費者相談の総合的な窓口体制により、複雑かつ巧妙化する特殊詐欺や悪質商法などによる被害から市民を守り、安全で安心な社会の構築に努めてまいります。加えて、令和3年度より、犯罪被害者等の相談・支援体制の充実を図ってまいります。

度島航路と大島航路につきましては、国・県の補助金に加え、平戸市再生可能エネルギー活用離島活性化基金を活用し、フェリー旅客運賃の割引制度を継続してまいります。

路線バスの維持につきましては、「平戸市地域公共交通再編実施計画」に基づき、昨年10月に市内の交通体系を再編したところであり、今後とも持続可能で利便性のあるデマンド交通などを取り入れた交通体系の維持に努めてまいります。

道路の整備につきましては、西九州自動車道および国道、県道の整備促進を図るとともに、令和3年度より、国の地方創生道整備推進交付金を活用した幹線市道の整備を行ってまいります。また、過疎対策事業8路線、辺地対策事業4路線の整備や、生活道路の安全性確保に努めてまいります。

さらに、老朽化が進む道路舗装や橋梁につきましては、計画的な補修を実施し長寿命化を図ってまいります。

市道の環境整備につきましては、道路沿線の樹木が張り出し、事故につながる危険性があるため、自治会との協働による整備に努めてまいります。

6 たからをみせるプロジェクト【観光、文化、シティプロモーション】

～観光平戸の再生とシティプロモーションによる交流人口の拡大

(1) キラリ輝く観光地平戸 ※観光課、文化交流課

令和2年の観光客動向は、新型コロナウイルス感染拡大や9月に大型台風が相次いで接近したことなどによって、全体的に入込観光客は減少し、市内の宿泊施設をはじめ観光関連産業の経営は厳しさを増している状況にあります。

このような状況の中で、観光の振興につきましては、平戸城が本年4月にリニューアルオープン予定であることから、既に、日本初のお城の宿泊施設として完成している懐柔櫻とも連携しながら、「平戸城誘客対策プロモーション事業」を展開することで、観光客の更なる誘客を図ってまいります。

第2次平戸市総合計画にも掲げる「DMOの推進」につきましては、国への本登録申請を1月に終えたところであり、引き続き、平戸観光の再生に向けた基盤づくりに取り組んでまいります。

また、今後のDMOの自主財源確保を見据え、令和3年度は、「アドベンチャーツーリズム事業」に取り組み、観光消費額の増加につなげるとともに、長崎新幹線開業や西九州自動車道の延伸による効果を引き出すためのルート開発にもつなげてまいります。

そのほか、SNSを活用した「お手軽観光情報発信事業」や2次交通アクセス対策としての「市内周遊定期観光バス運行事業」、子ども向けの体験交流事業「わくわくドキドキ子どもジョブチャレンジ事業」を実施しながら、観光客の満足度向上と交流人口拡大につなげてまいります。

地域間交流につきましては、姉妹都市である香川県善通寺市の市民号を受け入れるとともに、交流都市である北海道枝幸町へ中学生訪問団を派遣し、次代を担う子どもたちの育成に向けた交流を進めてまいります。

国際交流につきましては、市民が行う国際交流活動に助成するとともに、国際交流員を引き続き配置することにより、市民の国際感覚の醸成や異文化理解を深めるための支援を行ってまいります。

東アジア交流につきましては、「鄭成功」とのつながりによる中国・南安市、台湾・台南市とは、引き続き市民と一体となった交流促進事業に取り組んでまいります。

また、姉妹都市であるオランダ王国ノールトワイク市とは、引き続き両市の高校生の短期留学事業を行い、豊かな国際感覚を持った人材の育成に努めてまいります。

さらに、海外交易の礎を築いた三浦按針（ウィリアム・アダムス）の功績を顕彰するための記念事業に取り組み、市内外への情報発信とともに、郷土愛の醸成や交流人口の活性化を図ってまいります。

(2) 後世に伝える平戸の宝 ※文化交流課

文化財の保護につきましては、本市は県下でも有数の指定文化財や登録文化財を有しております、「神浦重要伝統的建造物群」・「平戸島の文化的景観」などの保存・保護および市民や観光客への周知・公開・活用への取組みを積極的に進めてまいります。

春日集落拠点施設「かたりな」と「生月町博物館島の館」を中心に、世界遺産の普及啓発や情報発信、受入体制の充実に努めるとともに、令和3年度は安満岳の園地整備に取り組んでまいります。

平戸学の推進につきましては、令和3年度は、「集落の宝探し事業」に取り組み、住民ワークショップの開催を通して、市民の郷土愛の醸成につなげてまいります。

文化の振興につきましては、市美術展覧会、文化まつりの開催など、市民が積極的に参加できる場を設けてまいります。また、「ひらんの風コンサート」「文化芸術による子供育成総合事業」などを開催し、芸術鑑賞の機会提供に努めてまいります。

文化施設につきましては、令和3年度に開館10周年を迎える「平戸オランダ商館」について、展示施設等のリニューアルによって、魅力を全国に発信し、入館者の増加につなげてまいります。

(3) シティプロモーション戦略の推進 ※企画財政課

市民・行政・民間が一体となって、本市の宝である文化、自然、特産品などの豊かな資源を包括的かつ効果的に全国に向けて発信し、より多くの「平戸ファン」を獲得することで、観光客や移住等の交流人口の増加につなげ、まちの活性化を図ってまいります。

7 ちからをつけるプロジェクト【行財政運営】

～効果的・戦略的な行政経営の推進

(1) 将来を見据えた行財政運営 ※人事課、企画財政課

実効性の高い行政改革の推進につきましては、「平戸市行政改革推進計画」に基づき、質の高い行政サービスの安定的な提供を目指してまいります。

定員管理につきましては、業務の効率化はもちろんのこと、各種職員研修の実施や人事評価制度を活用した人材育成により、職員一人ひとりの資質向上に努めるとともに、多様な任用制度を活用しながら、人事管理と連携した効率的・効果的な取組みを行ってまいります。

健全な財政運営の推進につきましては、常に行政コストの削減に努めるとともに有効な財源の確保に努めながら、本市の発展につながる施策を展開できるよう努力しております。

特に、今後も厳しい財政運営が予想されることから、令和3年度当初予算編成におきましても事業効果の精査を徹底し、捻出された財源を活用しながら充実を図ることとしたところであります。

また、ふるさと納税による寄附金は、貴重な財源として重点施策に活用いたしております。これからも引き続き寄附金の使途を明確にし、全国の寄附者に応援していただけよう、様々な改善を図りながら、寄附者の満足度向上と併せて、自主財源の確保に取り組んでまいります。

以上、「第2次平戸市総合計画」に掲げた目標に沿って、一部特別会計を含め、令和3年度一般会計当初予算の概要と所信の一端を申し述べさせていただきました。

市民の皆様の信頼に応えるべく、主要事業の推進に全力を傾注してまいる所存でありますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、その他、各特別会計および企業会計の令和3年度当初予算の総額は、

国民健康保険特別会計	51億3,117万円
後期高齢者医療特別会計	4億7,122万円
介護保険特別会計	46億 571万 4千円
農業集落排水事業特別会計	1,277万 9千円
宅地開発事業特別会計	680万 6千円
あづち大島いさりびの里事業特別会計	1,473万 9千円

駐車場事業特別会計	520万 6千円
水道事業会計	18億9,619万5千円
病院事業会計	26億 850万円
交通船事業会計	2億6,565万4千円
となっております。	